

活動組織用

多面的機能支払 Q & A

このQ & Aは、多面的機能支払の活動について、留意すべき事項が記載されています。活動を実施する際にご確認ください。

また、今後いただいた質問は随時追加していきます。

魚沼市農政課

令和7年6月

目 次

【共通事項】

- Q 1 写真帳の作成は必要か。
- Q 2 農地維持支払と資源向上支払（施設の長寿命化を含む）の両方に
取り組む場合、交付金の振込口座を2つ作らなければならないのか。
- Q 3 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（施設の
長寿命化）は、相互に流用可能か。
- Q 4 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（施設の
長寿命化）は、いずれも繰越は可能か。
- Q 5 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（施設の
長寿命化）は、いずれも外注は可能か。
- Q 6 活動に要する経費はいつから交付金の対象となるのか。
- Q 7 交付金で物品を購入する際、ポイントカードを使用することは可能
か。
- Q 8 砕石等の原材料を農林整備課又は建設課が行っている原材料支給に
より調達することは可能か。
- Q 9 資源向上支払（施設の長寿命化）の活動にかかる日当を農地維持
支払・資源向上支払（共同活動）から支払うことは可能か。
- Q 10 総会はいつまでに開催すればよいか。
- Q 11 農地維持支払及び資源向上支払の交付金の支出割合は決められて
いるか。
- Q 12 多面的機能支払では、保険の加入は可能か。
- Q 13 土地改良区が管理している道水路で活動を行うことは可能か。
- Q 14 共同活動は何人以上であれば共同活動といえるのか。
- Q 15 土地改良区へ事務を委託することは可能か。
- Q 16 パソコンやプリンタ等の事務処理に必要な機器を購入に交付金
を充てることは可能か。
- Q 17 日当を代表者が受領することは可能か。
- Q 18 実質集落での取組となるため、会計年度を集落の会計年度であ
る1月1日から12月31日に合わせることは可能か。
- Q 19 活動計画書、規約等に変更が生じた場合はいつ届け出れば
よいか。

Q 2 0 役員に対する報酬額に定めはあるか

【農地維持支払】

- Q 2 1 個人が所有する農用地畦畔の草刈り日当に交付金を充てることは可能か。
- Q 2 2 草刈り機など活動に必要な機械の購入に交付金を充てることは可能か。
- Q 2 3 草刈りや泥上げ以外に交付金を充てられる活動を示されたい。
- Q 2 4 水路の泥上げ作業の外注は可能か。
- Q 2 5 地域資源保全管理構想は全ての組織が作成しなければならないか。
- Q 2 6 地域資源保全管理構想の内容を達成できないと交付金の返還等の罰則があるのか。
- Q 2 7 渇水対策として農用地の亀裂補修や、補水のためのポンプ代等に交付金を充てることは可能か。

【資源向上支払（共同活動）】

- Q 2 8 コンクリート水路の布設に交付金を充てることは可能か。
- Q 2 9 除草剤の散布による農地の保全は、交付金の対象となるか。
- Q 3 0 鳥獣害防護柵の新設や補修に交付金を充てることは可能か。
- Q 3 1 グリブリーアンダーによる舗装は、資源向上支払（共同活動）で取り組むことは可能か。

【資源向上支払（施設の長寿命化）】

- Q 3 2 交付金で取得した財産を管理する際に帳簿の作成は必要か。
- Q 3 3 集落で農道としても利用している市道も舗装は可能か。
- Q 3 4 事業実施箇所の変更や事業の追加は可能か。
- Q 3 5 年度を跨いだ工事は可能か。
- Q 3 6 平成 2 8 年度以降に活動を開始する組織及び活動計画を変更する組織は、一部でも直営作業を実施しないと交付限度額が減額となる可能性があるとのことだが、どこまでの作業を直営すればいいか。
- Q 3 7 財産管理台帳に記載する「耐用年数」が分からない。

【共通事項】

Q 1 写真帳の作成は必要か。

・写真帳の作成は不要とします。活動日報に活動風景の写った写真を1枚添付してください。

ただし、工事関係については、施設管理者へ提出する必要があるため、最低限、着事前・着手中・着手後の写真は整理・保管してください。

Q 2 農地維持支払と資源向上支払（施設の長寿命化を含む）の両方に
取り組む場合、交付金の振込口座を2つ作らなければならないのか。

- ・両方に取り組む場合は、振込口座を2つ用意することを推奨します。
なお、振込口座は普通預金（無利息型）としてください。

Q 3 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（施設の
長寿命化）は、相互に流用可能か。

・農地維持支払と資源向上支払（共同活動）の会計間は相互に流用及び立替
することが可能です。また、農地維持支払・資源向上支払（共同活動）による
資源向上支払（施設の長寿命化）の活動実施も可能です。**活用する場合は、必
ず組織で合意形成を図り、農政課に確認のうえ実施してください。ただし、資
源向上支払（施設の長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同活
動）の活動実施はできません。**

Q 4 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（施設の
長寿命化）は、いずれも繰越は可能か。

- ・いずれも次年度の使用予定がある場合（①次年度当初に交付金が交付され
るまでの活動資金、②資源向上（施設の長寿命化）の実施に必要な積立金）
には、繰越が可能です。使用予定がない場合には、年度ごとに返還してもら
うこととなります。なお、繰越額に上限はありませんが、組織が抱える交付
金がいたずらに膨らまないよう注意してください。ただし、**活動計画期間の
最終年度については、原則、繰越金が発生しないように計画的な交付金執行
に留意してください。**

コメント 1 101358
R7 修正

コメント 2 101358
R7 修正

Q 5 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（施設の長寿命化）は、いずれも外注は可能か。

・いずれも共同作業が原則ですが、技術的に困難な作業（重機による作業等）がある場合には可能です。ただし、**平成28年度以降に新たな施設の長寿命化の活動を開始する組織については、施設の長寿命化を外注する場合、一部直営の作業を実施してください。**国の制度変更により、全て外注で実施すると交付限度額が減額となる可能性があります。

なお、**令和3年度に再度活動計画の認定を受けた組織についても、上記の規定が適応されます**のでご注意ください。

また、外注する際には下記の区分によって見積書の徴収と契約書の締結を行なってください。

見積書		契約書	
10万円以下	省略可	50万円以下	省略可
10万円超 130万円以下	2社	50万円超	契約書を締結
130万円超	3社		

Q 6 活動に要する経費はいつから交付金の対象となるのか。

・農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）の活動の経費は、いずれも4月1日から交付金の対象となります。

Q 7 交付金で物品を購入する際、ポイントカードを使用することは可能か。

・現金払いで立て替える際、個人のポイントカードや携帯端末のアプリ等へポイント付与することはできません。キャッシュレス決済（クレジットカード利用）は令和6年2月14日付でご案内している事務連絡をご確認ください。条件を満たした場合に限りキャッシュレス決済（ポイント発生可）が可能です。

Q 8 碎石等の原材料を農林整備課又は建設課が行っている原材料支給により調達することは可能か。

・原則として原材料は交付金により購入してください。ただし、交付金の不足が生じる場合には、原材料支給を受けることも可とします。

コメント 3 101358

クレジットについて QA に記載する方向で検討

R7 修正

Q 9 資源向上支払（施設の長寿命化）の活動にかかる日当を農地維持支払・資源向上支払（共同活動）から支払うことは可能か。

・できません。

日当、消耗品、飲料等はどの活動に使用するのか購入前に確認し、適切な会計から支出してください。Q 9 の質問の場合は、資源向上支払（施設の長寿命化）会計から日当を支出してください。

Q 1 0 総会はいつまでに開催すればよいか。

（決算総会）

・平成 2 8 年度より、市から県への実績報告が 5 月 1 5 日期限と規定されているため、活動組織においては 4 月 5 日までに市に実績報告書類が提出できるように開催してください。

（設立総会）

・新規採択にかかる書類の提出期限は、6 月 3 0 日です。

（活動の継続）

・活動計画期間が終了する組織については、最終年度内に実績を確定させ、地域資源保全管理構想を承認する必要がありますので、決算総会を必ず 3 月中に開催してください。

Q 1 1 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）の交付金の支出割合は決められているか。

・決められていません。農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）は、活動計画書に位置づけた活動の実施を前提として、流用することが可能です。

したがって、農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）の活動に支出する交付金の割合は活動組織で決めてください。

Q 1 2 多面的機能支払では、保険の加入は可能か。

・保険の加入に交付金を使うことが可能です。その際の保険料は、農地維持支払・資源向上支払（共同活動）会計から支出してください。

また、市では保険加入を推奨します。

Q 1 3 土地改良区が管理している道水路で活動を行うことは可能か。

・可能である。(慣例的に各組織が管理を行っている道水路)

ただし、コンクリート水路の布設や農道のコンクリート舗装等の資源向上
支払(施設の長寿命化)に該当する活動は、土地改良区と事前協議の上、行な
うものとします。

また、この際に取得した財産は、年度ごとに財産管理台帳を整理し、管理し
てください。

Q 1 4 共同活動は何人以上であれば共同活動といえるのか。

・対象活動を年度活動計画書に位置づけた上で、複数人で取り組むことに
より共同活動と言えます。

ただし、組織内の合意形成を前提に、一定の期間を定めた間で行う個々の活
動も共同活動と見なします。

Q 1 5 土地改良区へ事務を委託することは可能か。

・可能である。事務の委託内容や委託料については、土地改良区と相談の上、
決めてください。

Q 1 6 パソコンやプリンタ等の事務処理に必要な機器の購入に交付金
を充てることは可能か。

・可能である。パソコンやプリンタ等の事務処理に必要な機器の購入について
は、使用頻度や価格を踏まえリースする場合の条件と比較して判断します。

また、目的外使用がなされないよう、購入及びリースのいずれの場合も備品
使用日誌を備え、購入の場合においては備品台帳も備えてください。

なお、工事の外注と同様に、Q 5 の回答に記載の区分に従って見積書の徴収
と契約書の締結を行なってください。

Q 1 7 日当を代表者が受領することは可能か。

・可能である。参加者個々の受領印(またはサインと日付)をもらうことが原
則ですが、それが難しい場合は代表者が受領することも可とします。ただし、
代表受領で対応する場合は、代表者の受領印の他に一覧表等に参加者本人か
ら受領印(またはサインと日付)を記入してもらうようお願いします。

Q 1 8 実質集落での取組となるため、会計年度を集落の会計年度である1月1日から12月31日に合わせることは可能か。

・できません。交付金制度の決算時期に合わせる必要があるため、4月1日から3月31日を会計年度とします。

Q 1 9 活動計画書、役員等に変更が生じた場合はいつ届け出ればよいか。

・変更がある年度の4月末までとします。なお、変更の内容によって提出書類が違いますので下記の区分を参考に必要書類を提出してください。

① 対象農用地面積及び施設等の変更 (事前にご相談ください)

- ・計画の変更の認定の申請 (様式1-1)
- ・変更後の活動計画書 (様式1-3 及び 別紙)

② 施設の長寿命化の計画、役員、日当単価等の変更

- ・採択内容変更届出書 (参考様式)
- ・変更後の活動計画書、協定区域図面 (様式1-3 及び別紙)、参加同意書または単価表等

Q 2 0 役員に対する報酬額に定めはあるか

・報酬額に定めはありませんが、活動内容や時間などの活動実績を書面に残し、根拠を明確にしてください。

また、同一活動に対して報酬と日当との重複支給は出来ません。(例：監査役に役員報酬(年額)を支払い、かつ、会計監査実施日に日当を支払う)

【農地維持支払】

Q 2 1 個人が所有する農用地畦畔の草刈り日当に交付金を充てることは可能か。

・個人が所有する農用地の畦畔の草刈りの日当に交付金を使うことはできません。

ただし、個人が所有する農用地であっても、共同作業で草刈りを実施すれば、日当に交付金を使うことができます。

また、組織内の合意形成を前提に、年度活動計画に一定の期間を定めた間で行う個々の草刈りの日当にも交付金を使うことができます。(誰が、何月何日に、何時間作業したのか分かるように出役簿を整理してください)

Q 2 2 草刈り機など活動に必要な機械の購入に交付金を充てることは可能か。

・草刈り機など活動に必要な機械の購入に交付金を使うことができます。

ただし、備品台帳及び備品使用日誌を備えることとし、目的外使用がなされないよう徹底してください。

なお、購入予定額が10万円を超える場合は、Q 5 の回答に記載の区分に従って見積書の徴収と契約書の締結を行なってください。

Q 2 3 草刈りや泥上げ以外に交付金を充てられる活動を示されたい。

・農地法面等への融雪剤の散布、施設管理のための農道等の除排雪に交付金を使うことができます。なお、これらの活動は、共同作業を原則としますが、技術的に困難な作業(重機による作業等)は、業者への委託も可能とします。

Q 2 4 水路の泥上げ作業の外注は可能か。

・交付金を使用した活動は地域の共同作業で行なうことが原則だが、重機を使用した作業等、地域では実施不可能なものについては外注が可能である。見積徴収等の取扱いは、Q 5 の回答を参照のこと。

コメント 4 101358
見直しも検討。国 QA 等要確認のうえ R7 対応

Q 2 5 地域資源保全管理構想は全ての組織が作成しなければならないか。

- ・地域資源保全管理構想は全ての活動組織が活動計画期間中に作成する必要があります。1～4年目において、活動計画書の内容とそれまでの活動を踏まえて今後5年間の目標等について内容を検討し、4～5年目にかけて構想を作成することとなります。
- ・活動計画期間中に構想が作成されないと交付金の返還対象となりますのでご注意ください。

Q 2 6 地域資源保全管理構想の内容を達成できないと交付金の返還等の罰則があるのか。

- ・構想で定めた目標等を達成できなくても交付金の返還は不要です。地域で話し合った内容を記載してください。

Q 2 7 渇水対策として農用地の亀裂補修や、補水のためのポンプ代等に交付金を充てることは可能か。

- ・渇水対策は農地維持活動の実践活動である「異常気象時の対応」により実施可能です。しかし、「異常気象」の明確な基準はなく、魚沼市において「渇水対策会議」等が開催されていれば充てることは可能です。あらかじめ農政課に確認をお願いします。

コメント 5 101358
R7 修正

【資源向上支払（共同活動）】

Q 2 8 コンクリート水路の布設に交付金を充てることは可能か。

・できない。共同活動では、軽微な補修（水路のひびわれ、目地の補修等）が対象になります。

ただし、農道の簡易舗装にかかる経費については、共同活動から支出することが可能です。この際、直営施工を原則としますが、技術的に困難な作業（重機による作業等）は、業者への委託も可能です。

Q 2 9 除草剤の散布による農地の保全は、交付金の対象となるか。

・地上部のみを枯らし、根は残る茎葉処理剤（バスタなど）の使用については交付金の対象となります。ただし、農道のグリズリーアンダー舗装前の路面の除草等、共同活動で行なう補修作業の準備工としての除草剤の使用は種類を問わず対象となります。

Q 3 0 鳥獣害防護柵の新設や補修に交付金を充てることは可能か。

・可能である。鳥獣害対策としての緩衝帯整備も交付金の対象となる。

Q 3 1 グリズリーアンダーによる舗装は、資源向上支払（共同活動）で取り組むことは可能か。

・軽微な補修等の場合は可能です。破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強（舗装）等の対策を行うことができると県の方針で記載があります。一路線全体をグリズリーアンダーによる舗装をする場合等は軽微とは通常言えないため長寿命化による施工をお願いいたします。長寿命化の予算が不足する場合は、Q3 のとおり交付金の弾力的な活用が可能です。活用する場合は、必ず組織で合意形成を図り、農政課に確認のうえ実施してください。

コメント 6 101358
R7 修正

【資源向上支払（施設の長寿命化）】

Q 3 2 交付金で取得した財産を管理する際に帳簿の作成は必要か。

- ・交付金で取得した財産は、年度ごとに財産管理台帳の整理が必要です。

Q 3 3 集落で農道として日常管理している市道も舗装は可能か。

- ・市道の舗装（簡易舗装含む。）及びそれにかかる日当等の経費に交付金を充てることはできません。

また、従前どおり農林整備課及び建設課で行う原材料支給による舗装は可能ですが、この際の経費にも交付金を充てることはできません。

ただし、国は、市から管理委託を受けている市道の舗装においては、交付金の対象にできるとしています。このことから、本市としては事前に活動組織から所定の手続きを行ってもらうことで、市道においても舗装を行えることとしています。

Q 3 4 事業実施箇所の変更や追加は可能か。

- ・当初の活動計画書に基づき、水路の布設、農道舗装等の事業を5年間で実施することを原則としますが、事業実施箇所の変更や追加は可能です。

ただし、その場合には変更がある年度の4月末までに、活動計画の変更の届出が必要となりますので、事前に市に相談してください。（Q 1 9を参照）

4月以降に変更が必要となった場合は、随時、市にご相談ください。

Q 3 5 年度を跨いだ工事は可能か。

- ・できない。特に、活動計画期間の最終年度においては手持ち資金で支払い可能な範囲で施工し、次期計画に繰越金が発生しないように留意願います。

Q 3 6 平成28年度以降に活動を開始する組織及び活動計画を変更する組織は、一部でも直営作業を実施しないと交付限度額が減額となる可能性があるとのことだが、どこまでの作業を直営すればいいか。

・例えば、U字溝設置や道路のアスファルト舗装等の外注する工事の準備作業として施工箇所の草刈り、砂利の敷均し等を直営で実施することが考えられます。(その際の日当は長寿命化の会計から支出する)

直営作業の実施にあたっては外注先の業者と協議を行い、直営部分と外注部分の区分を明確にし、安全面に十分配慮して作業を実施してください。

重機の使用や重量物の移動等、専門的な技術を要する作業や危険を伴う作業は専門業者への外注が可能です。

直営作業の実施が困難な場合は、事前にご相談ください。

また、直営で重機等の運転・操縦をする場合は、必ずヘルメットを着用してください。

Q 3 7 財産管理台帳に記載する「耐用年数」が分からない。

・代表的なものを以下に示します。下記以外のものに関してはお問い合わせください。

コンクリート水路	： 3 0 年
水路の蓋（コンクリート製）	： 3 0 年
農道のコンクリート舗装	： 1 5 年
農道のアスファルト舗装	： 1 0 年
水路のゲート、ポンプ、バルブ	： 1 7 年